

消費者行政この 1 年

—令和 6 年度事業のまとめ—

八幡市生活情報センター

はじめに

近年、消費者を取り巻く環境は、高齢化率の上昇や高度情報化の進展、ライフスタイルの多様化などにより大きく変化しています。インターネットの普及などにより、消費者が多様な商品やサービスを安易に契約できるようになるなど、生活の利便性が向上している一方で、それに伴い、インターネット通信販売を利用した契約トラブルや、高齢者を狙った特殊詐欺、架空請求詐欺などの手口も巧妙化・複雑かつ多様化しています。

令和 6 年度に生活情報センターで受け付けた相談総件数は 510 件で、前年度の 503 件から微増しました。相談内容の傾向としては、前年度に引き続き、ネット通販トラブルに関する相談が多く寄せられています。

当センターでは、市民の方からの相談に対し、消費者安全法に規定する資格を有した相談員が助言やあっせん等を行い、新たな事例にも対応した問題解決に取り組むとともに、消費者被害の防止に向け、地方消費者行政強化交付金を活用した啓発事業として、消費者セミナーの開催や講師の派遣、各種情報提供による注意喚起に取り組んでいます。

「消費者行政この 1 年」は、生活情報センターが令和 6 年度に実施した消費者行政の概要をまとめた冊子です。今後の消費生活に役立てていただければ幸いです。

令和 7 年 9 月

八幡市生活情報センター

目 次

消費者行政の概要.....	1
I 相談事業	
1. 消費生活相談の概要.....	1
II 啓発事業	
1. 消費者セミナーの開催事業.....	1 3
2. 講師派遣事業（出前講座）.....	1 5
3. 各種情報提供事業.....	1 5
III 啓発広報記事等	
【広報やわた掲載：生活情報センターだより】.....	1 7
【生活情報センターだより発行】.....	2 3
【消費者教育小冊子、啓発グッズ】.....	2 6
IV 消費者保護の取組	
1. 家庭用品品質表示法.....	2 7
2. 消費生活用製品安全法.....	2 7
3. 家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく 立入検査の実施状況.....	2 8

消費者行政の概要

八幡市における消費者行政は、昭和 53 年に「消費生活相談窓口」を開設したのがはじまりで、昭和 59 年に「市民課消費者コーナー」に、昭和 61 年からは、「八幡市消費者コーナー」の名称で消費者保護業務を行ってきました。

平成 5 年 4 月 1 日、現在の男山中央センターに移転し、名称を「八幡市生活情報センター」に改め、府下市町村で初めての“消費生活センター”として、市民の暮らしを守っています。平成 21 年度からは、消費者庁の発足に伴い、消費生活センターの機能充実を図り、平成 28 年度には、消費者安全法の改正に伴い、八幡市生活情報センター条例を制定し運用しています。

八幡市生活情報センターでは、市民の暮らしの中における商品やサービスなどの欠陥・虚偽または誇大な表示、不当な取引から消費者の権利を擁護するとともに、市民生活の安定と向上を確保するために、次の事業を行っています。

1. 法に規定する消費生活センターに関すること
2. 消費者教育及び指導に関すること
3. 消費者団体の育成及び指導に関すること
4. 消費者活動の場所の提供に関すること
5. その他消費者安全の確保に関すること

I 相談事業

毎日の暮らしの中で起きる商品・サービス等の苦情の相談を受け、解決にむけて積極的な対応に努めています。

相談には、法に規定する資格を有した相談員を配置して対応しています。

1. 消費生活相談の概要

(1) 消費生活相談件数

令和 6 年度に受け付けた相談総件数は 510 件と、微増したもののほぼ前年度並みでした。相談内容の傾向としては、昨年度に続きネット通販の利用による相談が高止まり傾向にあります。「化粧品や健康食品、サプリメントなどをお試しと思って安い価格で購入したら、実際は定期購入であった」という相談が相変わらず多く寄せられました。

(2) 相談件数の推移

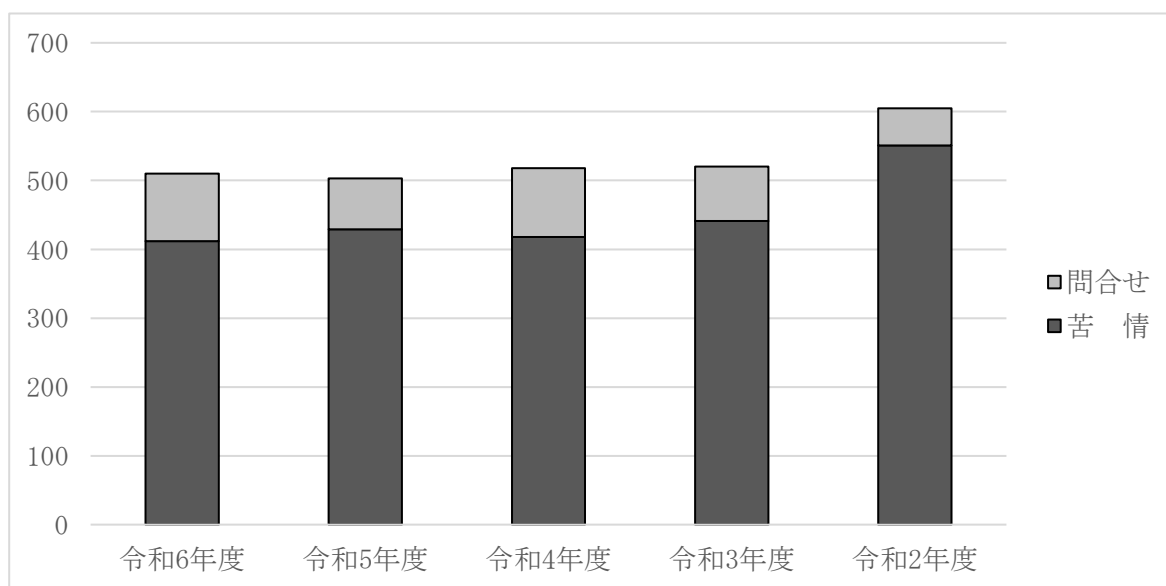
(単位：件，％)

年 度		令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度		令和 3 年度		令和 2 年度	
総 数		510		503		518		520		605	
区 分		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
相談種別	苦 情	412	80.8	429	85.3	418	80.7	441	84.8	551	91.1
	問合せ	98	19.2	74	14.7	100	19.3	79	15.2	54	8.9
	要 望	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
相談方法	来 庁	150	29.4	168	33.4	171	33.0	144	27.7	163	26.9
	電 話	353	69.2	327	65.0	347	67.0	376	72.3	442	73.1
	文 書	7	1.4	8	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※令和 5 年度より市のホームページの問い合わせフォームでの相談受付を開始。

問い合わせフォームでの相談を文書による相談方法としています。

(単位：件)



(3) 相談件数トップ 10 項目

(単位：件，％)

上位	商品・役務別相談内容	令和 6 年度	令和 5 年度	前年度比
1	商品一般（迷惑メール、SMS 不在通知、架空請求、身に覚えのない商品など）	55 件	68 件	80.9%
2	化粧品（通信販売、定期購入、解約など）	46 件	29 件	158.6%
3	工事・建築・加工（屋根・外壁・住宅リフォーム、トイレ衛生設備など）	27 件	19 件	142.1%
4	電話・固定電話	27 件	5 件	540.0%
5	健康食品（通信販売、定期購入、解約など）	21 件	11 件	190.9%
6	修理・補修（屋根修理、配管詰まりなど）	16 件	12 件	133.3%
7	インターネット通信サービス（回線契約、料金請求など）	16 件	12 件	133.3%
8	移動通信サービス（携帯回線契約、解約など）	15 件	16 件	93.8%
9	役務・その他（パソコンウイルス除去、質問サイト、ロードサービス請求費用など）	15 件	20 件	75.0%
10	他の教養・娯楽（オンラインゲーム、スマホアプリなど）	14 件	18 件	77.8%

・相談件数トップ 10 項目の主な内容

商品一般（迷惑メール、SMS 不在通知、架空請求、身に覚えのない商品など） 55 件

- ① 携帯電話に末尾が 0110 と表示された「〇〇警察」と名乗る着信があった。クレジットカードが犯罪に使われているとの内容だった。この後、何か影響があるか不安。
- ② カード会社 2 社より、不正利用を検知したとメールがあった。身に覚えのない請求が来ている。メールの画面を持ってきたので、怪しいかどうか見てもらいたい。
- ③ 買い取り業者から連絡があり、娘が約束したがキャンセルしたい。何度も電話をしているが、電話がつかないののでどうすればよいか。
- ④ クレジットカード会社から、大手携帯端末会社の電子マネーアプリを利用した。覚えのない請求が 21 万円ほどきた。どうすればよいか。

化粧品（通信販売、定期購入、解約など） 46 件

- ① 通販で化粧品を申し込んだ。気づけば定期購入になっていて 2 回目が届いた。解約を申し入れたが 2 回目からの解約は無理と言われた。返品返金を希望する。
- ② 自分は未成年で、母の名前で美容液をネット注文した。最終画面は約 2,000 円だったが、販売会社からのメールでは 11,620 円になっている。高額なので払えない。
- ③ スマホに出てきた広告でファンデーションを注文。定期縛りなしとあったが、定期購入になっていた。解約しようと電話したがつかない。2 回目以降の解約を希望。
- ④ 別居の母がスマホに出た広告を見て美容液を注文。2 回目まで支払って解約しようとしたが、4 回縛りとわかった。解約方法がわからない。

工事・建築・加工（屋根・外壁・住宅リフォーム、トイレ衛生設備など） 27 件

- ① 6 日前、父宅に業者が屋根の点検に来て、132 万円の契約をした。支払いはしていない。クーリング・オフができるのか。

- ② 蛍光管を交換しても点灯しなくなったので、ネットで検索した工事業者を呼んだ。依頼していないのに LED への交換とケーブル工事をし、あわせて 184,000 円請求された。
- ③ 洗濯機が動かなくなり、スマホでメーカー名と洗濯機修理で検索して業者を呼んだ。配電盤が壊れていると言われ、強引に工事された。思ってもみない工事で不納得。
- ④ ガス給湯器が壊れて交換工事の際、ガス漏れを指摘され、別の工事が必要と言われた。戸惑っていると、「元栓を閉める」と脅された。丁寧な説明をして欲しかった。

電話・固定電話 27 件

- ① 電話料金の未納があるので「一時間後に電話を止める」という電話がかかってきた。料金は毎月支払っているのに、問いただすと電話を切られた。
- ② 総務省を名乗る人物から電話が 2 回かかってきた。自動音声で「1 番の番号を押してください」と言われ、詐欺だと思ったのでそのまま切った。情報提供する。
- ③ 電話会社から電話で「こちらの電話会社に契約を変えてほしい」と依頼があり、頼んだがキャンセルしたい。相手の電話番号はわからない。
- ④ 「あなたの電話番号が不正に使われている」と電話会社から電話がかかってきた。おかしいと思い切ったが、その後もかかってくる。詐欺だと思うので情報提供と対処の仕方を教えて欲しい。

健康食品（通信販売、定期購入、解約など） 21 件

- ① 未成年の娘が SNS で知った通販で、初回 500 円で丰胸効果があるサプリメントを購入した。2 回目が高額で払えない。どう対処すればよいか。
- ② 定期購入のサプリを止めようと電話したが、自動音声でメールアドレスを入れるように言われ、うまくいかない。もう何回か受け取っていて、次から止めたい。
- ③ スマホの広告を見て強壮剤を注文。「2 回目は送riません」とあったのに、2 回目が届いた。受け取り拒否したが請求書が届いた。請求を止めてほしい。
- ④ ネット通販で、サプリメントを申し込んだが、定期購入だったので、次の日に解約を申し入れたが解約できないと言われた。解約したい。

修理・補修（屋根修理、配管詰まりなど） 16 件

- ① マンション浴室のドアパネルが劣化したため修理依頼をした。その際依頼した箇所以外も修理され、高額な請求をされた。見積書もない。どう対処すればよいか。
- ② 家の雨樋から水が漏れ、既知の業者を呼んで 3 日前に契約。高額なのでクーリング・オフしたいが、書面には不可と記載されている。なぜクーリング・オフできないのか。
- ③ 広告を見てトイレの交換を依頼した業者にドアの修理も依頼した。当初 21,000 円位と言われたのに、契約書では 48,000 円になっていた。キャンセルしたい。
- ④ 賃貸住宅の管理会社に壁紙と畳をリフォームしてもらったが、シックハウス症候群になり、夜も眠れなくて苦しい。どのような対策法があるか。

インターネット通信サービス（回線契約、料金請求など） 16 件

- ① インターネットの光回線を申し込んだ。屋内の開線工事は終わったが、その後半年経っても屋外の工事が終わらず困っている。解約すべきなのか。

- ② 通信会社から毎月口座振替の知らせが届く。何の料金なのかわからないので問い合わせ先に電話すると、自動音声になってしまい操作がわからない。どうすればよいか。
- ③ プロバイダを変更すると月々安くなるとの電話勧誘を受け契約したが、契約書が届くと安くなかったので契約解除したい。メールアドレスも元に戻して欲しい。
- ④ 無料のソフトを新たにダウンロードしたが、有料かもしれない。有料なら解約したいがその方法がわからない。相談有償サポートに相談したが、未解決だ。

移動通信サービス（携帯回線契約、解約など） 15 件

- ① 携帯電話のプラン変更時、新しいセキュリティパックを勧められ契約したが、思った以上に料金が高く、説明と違うので解約したい。
- ② 携帯電話を買い替えた。しかし文字が小さく使い勝手が良くないので翌日解約を申し出たが、相手にされず断られた。どうすればよいか。
- ③ これまで銀行自動引き落としで電話代金を支払っていたが、急に5月分はハガキで請求書が届いた。自動引き落としをしたいが、自動音声ガイダンスになって希望が伝えられない。
- ④ スマートフォンを買い替えたが、前のスマホにロックがかかり、データ移行できない。スマートフォン会社に「ロック解除には購入証明書が必要」と言われたが、ショップにはそのような証明書はないと言われた。どうすればよいか。

役務・その他（パソコンウイルス除去、質問サイト、ロードサービス請求費用など） 15 件

- ① PC が突然異常を知らせる画面になり、表示しているところへ電話せよとアナウンスが繰り返される。シャットダウンしても、電源を入れるとまた表示が出る。
- ② テレビが壊れ、ネットで調べて故障相談を有料で受けた。その後、契約していないのに毎月一定額がそこから引き落とされている。業者に連絡を入れたが解約できない。
- ③ バッテリーがあがったので、ネットでロードサービスを検索し依頼した。1,980 円～と書かれていたが114,000 円を請求された。支払ったがクーリング・オフできるのか。
- ④ 賃貸住宅の契約後、電気・ガスの手続き代行会社から勧誘電話があり一旦は承諾したが、直後にキャンセルした。請求されないか心配だ。

他の教養・娯楽（オンラインゲーム、スマホアプリなど） 14 件

- ① SNS のフォロワーを増やすサブスクに入っていたが、2 年ほど前に解約した。その後支払い督促メールが来ていたが、無視していると債権回収業者が差し押さえるという内容のメールが届いた。
- ② デリヘルを頼んだが、男性が来て3万円持ち逃げされた。業者に警察から連絡があれば返金するといわれた。警察はこの相談は受けられないので消費者センターに相談するように言われた。
- ③ 父親が多重債務に陥っている。競馬にのめりこんでしまったようだ。自己破産した場合、家族に影響が出ないか心配。総額2,000万円ほどの借金があるようだ。
- ④ 5 年ほど前に、中学生の孫が来た時に、私のスマホでオンラインゲームをしたようで数十万円支払った。今からでも返金はしてもらえるのか。

(4) 消費生活相談の傾向と特徴

令和6年度の相談総件数は510件（前年度比7件増）でしたが、契約当事者の年齢別では60歳以上の相談が半数以上の266件に達しました。販売購入形態別では、通信販売に関する相談が全体の3割以上を占めています。その中でも、スマートフォン等を利用したインターネット通販による定期購入の相談が多く寄せられました。

◆主な相談内容

① インターネット通販

「お試しと思って安い価格で購入したら、実際は定期購入であった」という相談が多く寄せられました。

② 偽サイト

「購入した商品が届かない」等の大手事業者を模した偽サイトの注文事例に関する相談が昨年度並みに寄せられました。

③ 迷惑メール

宅配業者を騙り、SMSから偽のURLが載ったメールが届いたという相談も多く寄せられました。

④ 給湯器の点検商法

高齢者を中心に、電話や訪問で給湯器の点検を持ちかけ、不安を煽って高額な給湯器との交換を迫られたとの相談がありました。

⑤ 自動音声による電話

大手通信事業者や電力会社を騙り、自動音声ガイダンスによる「料金未納」、「番号を押して」という案内で誘導されたとの相談が急増しました。

⑥ その他

身に覚えのない荷物が届いたという相談や、レスキュー商法といわれるトイレの詰まりに関する相談ほか、車の故障等でロードサービスを要請し、高額な契約をさせられたと若い世代からの相談もありました。

(5) 契約当事者性別・年代別

(単位: 件)

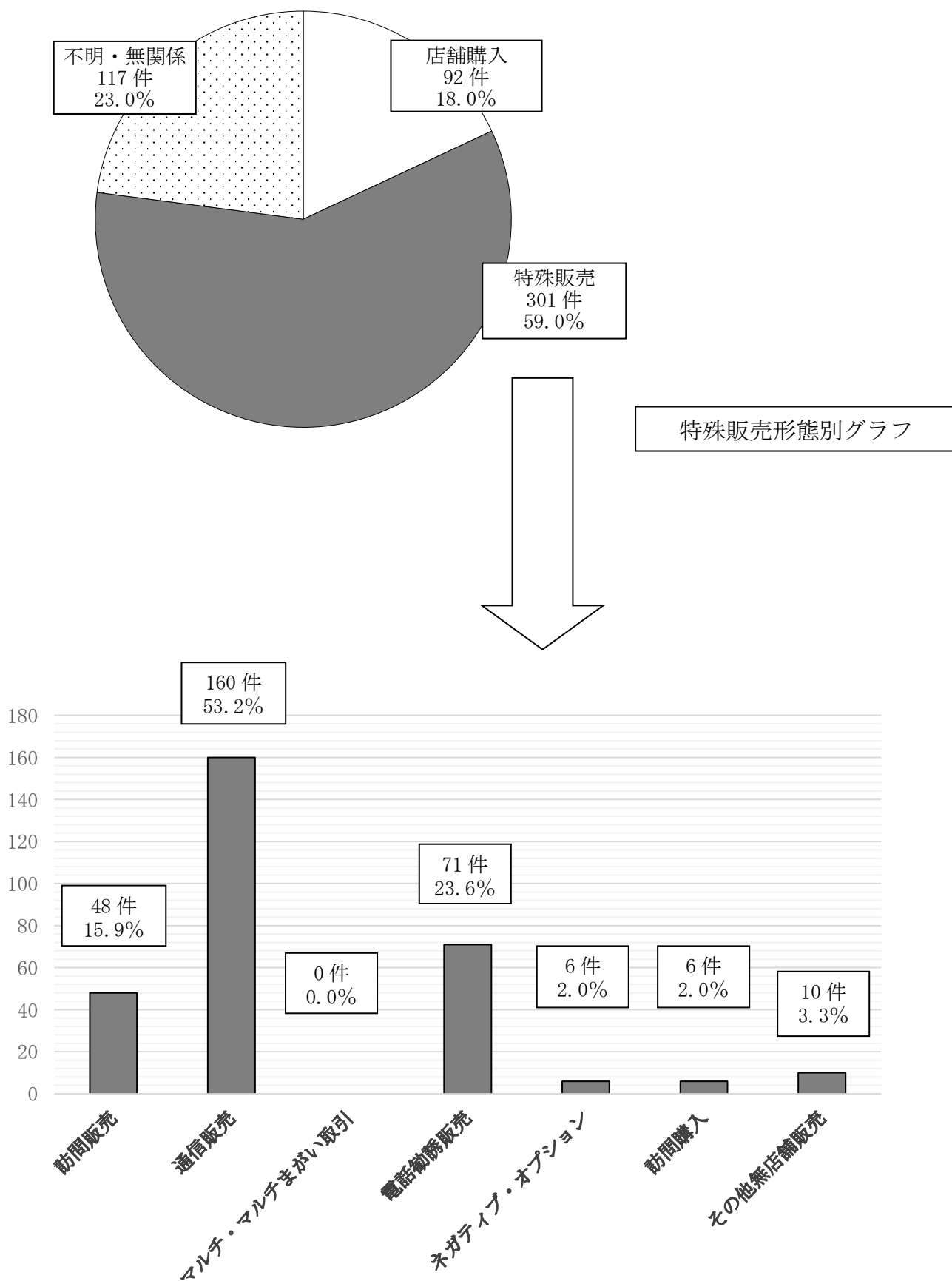
年代 区分	未 20 満 歳	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 代	以 70 上 歳	不 明	合 計
5 年度計	12	30	26	47	54	68	220	46	503
6 年度計	9	27	28	28	70	77	189	82	510
男 性	3	15	13	14	23	29	90	30	217
女 性	5	12	15	14	46	48	95	36	271
団 体									
不 明	1				1		4	16	22

(6) 契約当事者年代別 上位相談内容

(単位：件)

相談内容 \ 年代	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	不明
商品一般		2		2	14	7	22	8
化粧品	2			2	8	18	14	2
工事・建築・加工			1	2	3	5	11	5
電報・固定電話						3	17	6
健康食品	1			3	5	3	8	
修理・補修		2	1	2			6	4
インターネット通信サービス				2		2	10	
移動通信サービス			2				10	2
役務その他	1	2		1		2	5	4
他の教養・娯楽	1	2	1	1		2	5	2
レンタル・リース・貸借	1	4	4					2
他の金融関連サービス			1		2	2	4	
空調・冷暖房・給湯設備					2		4	
相隣関係						4		3
電気					1	1	3	2
飲料		1	1	1			3	
医療		3		1	2			
電話機・電話機用品		1					4	
役務一般			1		3			
乳卵類				1			2	1
娯楽等情報配信サービス				1			3	
自動車			1	1				2
衛生サービス					2			2
他の保健衛生品							4	

(7) 販売購入形態別



(8) 特殊販売 契約当事者年代別・形態別

(単位：件)

年代 区分	20 歳 未 満	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 代	70 歳 以 上	不 明	合 計
訪 問 販 売	1	4	2	3	6	6	18	8	48
通 信 販 売	6	3	5	8	30	35	57	16	160
マルチ・マルチまがい 取 引	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電 話 勧 誘 販 売	0	1	4	3	11	9	34	9	71
ネガティブ・オプション (送り付け商法)	0	1	0	1	0	0	2	2	6
訪 問 購 入	0	1	0	0	0	3	0	2	6
そ の 他 無 店 舗 販 売	0	3	1	2	1	0	1	2	10
合 計	7	13	12	17	48	53	112	39	301

(9) 特殊販売形態別 上位相談内容

(単位：件)

訪問販売			通信販売		
相談内容 年度	6 年度	5 年度	相談内容 年度	6 年度	5 年度
工事・建築・加工	11	10	化粧品	45	28
修理・補修	9	7	健康食品	18	8
空調・冷暖房・給湯設備	5	1	商品一般	12	26
衛生サービス	5	2	他の教養・娯楽	7	13
他の住宅設備	3	0	娯楽等情報配信サービス	5	4
乳卵類	2	3	空調・冷暖房機器	4	2
飲料	2	1	他の保健衛生品	4	3
書籍・印刷物	2	4	音響・映像製品	4	4
レンタル・リース・貸借	2	0	インターネット通信サービス	4	5
役務その他	2	2	役務その他	4	11

(単位：件)

マルチ・マルチまがい取引			電話勧誘販売		
相談内容 \ 年度	6 年度	5 年度	相談内容 \ 年度	6 年度	5 年度
			電報・固定電話	20	2
			商品一般	6	15
			工事・建築・加工	6	1
			移動通信サービス	5	1
			電気	3	12
			空調・冷暖房・給湯設備	3	1
			管理保管	3	0
			他の保健・福祉	3	3
			飲料	2	0
			健康食品	2	0

(単位：件)

ネガティブ・オプション (送り付け商法)			訪問購入		
相談内容 \ 年度	6 年度	5 年度	相談内容 \ 年度	6 年度	5 年度
他の身の回り品	2	0	商品一般	3	2
商品一般	1	1	アクセサリ	2	0
乳卵類	1	0	音響・映像製品	1	0
履物	1	0			
書籍・印刷物	1	0			

(単位：件)

その他無店舗販売			
相談内容 \ 年度	6 年度	5 年度	
役務その他	2	0	
商品一般	1	0	
化粧品	1	0	
集合住宅	1	0	
修理・補修	1	0	
損害保険	1	0	
ファンド型投資商品	1	0	
インターネット通信サービス	1	0	
他の教養・娯楽	1	0	



(10) 処理結果別件数

(単位：件，%)

年 度	令和 6 年度		令和 5 年度	
処理結果	件 数	構成比	件 数	構成比
他 機 関 紹 介	32	6.3	34	6.8
助 言	339	66.5	398	79.1
そ の 他 情 報 提 供	25	4.9	11	2.2
幹 旋 解 決	64	12.5	44	8.7
幹 旋 不 調	13	2.5	6	1.2
処 理 不 能	9	1.8	2	0.4
処 理 不 要	28	5.5	8	1.6
継 続 処 理	0	0	0	0
合 計	510	100.0	503	100.0

(11) 販売購入形態別件数の推移

(単位：件)

区分 \ 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
訪 問 販 売	48	42	44	51	65
通 信 販 売	160	198	220	188	197
マルチ・マルチまがい取引	0	2	1	4	5
電 話 勧 誘 販 売	71	58	45	23	30
ネガティブ・オプション (送り付け商法)	6	3	0	2	4
訪 問 購 入	6	3	5	3	3
そ の 他 無 店 舗 販 売	10	1	1	0	3
特殊販売のみの合計	301	307	316	271	307
店 舗 購 入	92	100	93	103	103
不 明 ・ 無 関 係	117	96	109	146	195
総 合 計	510	503	518	520	605

Ⅱ 啓発事業

消費者問題の解決や消費者被害の防止には、消費者自身が、消費生活の本質を正しく理解し、行動することが大切です。そのために、消費者セミナーの開催事業、講師派遣事業、各種情報提供事業を実施しています。

1. 消費者セミナーの開催事業

【令和6年度八幡市生活情報センター寄席】

古典落語の内容から、弁護士に現在の法律からみた契約に関する注意事項や特殊詐欺をはじめとする消費者被害の未然防止策などを解説してもらい、参加者に楽しみながら学んでもらえる落語会とトークショー（法解説）を開催しました。



月 日	内容及びテーマ	出演者	会場	受講人数
12/7 (土)	令和6年度八幡市生活情報センター寄席	桂 南光 桂 米二 桂 弥壺 中井 雅之 二之宮 義人弁護士	八幡市文化センター 小ホール	参加数 184人

市長挨拶



会場風景

【夏休み子どもセミナー】

住まいのランプ(白熱灯・蛍光灯・LED)の種類や仕組みを学び、エコ・省エネに関心を持ってもらう事を目的に開催します。また、柄付けなどを子ども自身でして、世界で一つだけの LED ランタンを作り、手作りの楽しさも体験していただきます。



実施日	テーマ	講師	会場	受講人数
7/30 (火)	夏休みこどもセミナー ～省エネについて学ぼう～	パナソニックエレクト リックワークス	八幡市文化センター 講習室 3	31 人

【くらしのセミナー】

消費生活トラブルへの対策や、関心の高いテーマのセミナーを開催しました。

実施日	テーマ	講師	会場	受講人数
5/28 (火)	「デジタル遺産」でトラブルにならないために	八幡市消費生活相談員	八幡市 文化センター 講習室 5	17 人
1/24 (金)	子どもが遭いやすいネットトラブルと対策	一般社団法人マルチ メディア振興センタ ー	八幡市 文化センター 講習室 5	16 人
1/31 (金)	葬儀で失敗しないために	京都府中央葬祭業協 同組合	八幡市 文化センター 講習室 5	16 人

【セミナー風景】



2. 講師派遣事業

団体からの依頼により、次のとおり講師等として相談員を派遣しました。

(出前講座)

実施日	テーマ	主催者	会場	受講人数
7/16 (火)	消費者トラブル事例と対策 「まさか私が？」巧妙化するだましの手口に備えよう	ファインガーデン スクエア ローズクラブ	ファインガーデン スクエア	17 人
7/31 (水)	消費者トラブル事例と対策 「まさか私が？」巧妙化するだましの手口に備えよう	八幡市社会福祉 協議会ヘルパー ステーション	八幡市立福祉会館	18 人
9/27 (金)	消費者トラブル事例と対策 「まさか私が？」巧妙化するだましの手口に備えよう	新婦人コスモス会	市民交流センター	13 人
12/11 (水)	消費者トラブル事例と対策 「まさか私が？」巧妙化するだましの手口に備えよう	ジャン友・ローズ	美濃山コミュニ ティーセンター	13 人
3/14 (金)	消費者トラブル事例と対策 「まさか私が？」巧妙化するだましの手口に備えよう	福寿会	八幡市立福祉会館	13 人
3/27 (木)	消費者トラブル事例と対策 「まさか私が？」巧妙化するだましの手口に備えよう	八幡市地域包括支 援センター（美杉 会）	京都八勝館	15 人

(啓発ミニ教室 生涯学習センター主催 シニアカレッジにて)

実施日	テーマ	主催者	会場	受講人数
7/24 (水)	節電について	八幡市生涯学習センター	生涯学習センター ふれあいホール	194 人
1/22 (水)	クーリング・オフについて	八幡市生涯学習センター	生涯学習センター ふれあいホール	145 人

3. 各種情報提供事業

(1) 市広報紙とホームページの利用（月 1 回）

市広報紙「広報やわた」と市ホームページに生活情報センターで受け付けた相談事例や生活情報等を掲載し市民への啓発活動を行いました。

(2) 八幡市生活情報センターだよりの発行（年 6 回）

(3) 冊子「令和 5 年度 消費者行政この 1 年」作成 150 部

(4) 市内小中学校へ情報提供

「消費者行政この 1 年」「センターだより 64 号～69 号」の配布、随時要望に対して情報提供を行いました。

(5) 新成人啓発事業

成人年齢引き下げにより、若者が消費者トラブルに遭う件数が増えています。今年度新成人（18 歳）になる人に対して注意喚起のための冊子を送付しました。

(6) 街頭啓発

①消費者月間街頭啓発 5 月 25 日（土）

消費者被害を未然に防止するため、八幡警察署と連携して、市内大型店舗において街頭啓発を実施しました。啓発チラシ、うちわ、エコバッグ等を配布し、注意喚起を行いました。

【啓発風景】



②府民防犯旬間街頭啓発 7月10日(水)

7月1日から19日は「府民防犯旬間」です。本市では、八幡警察署と危機管理課が合同で実施する街頭啓発に参加しました。

③二十歳のつどい 啓発 1月13日(月・祝)

成人として社会で生きていくためには、自立した消費者としての能力を育むことが重要であるとされています。二十歳のつどいにおいて参加者に配布される記念品に啓発チラシを封入し、消費者トラブルに巻き込まれることのないよう、注意喚起を行いました。

④ 特殊詐欺被害防止啓発 年金支給日(偶数月の15日)

特殊詐欺被害の未然防止に向けて、年金支給日に、八幡警察署、八幡防犯推進委員協議会男山支部と合同で啓発チラシ等を配布し、注意喚起を行いました。

(7)「くらしの情報板」の設置(常設)

生活情報センター内に「くらしの情報板」を設置し、くらしに役立つ情報を掲示しています。

(8)「消費生活ライブラリー」の設置(常設)

生活情報センター内で、来庁者が自由に資料を閲覧・入手できるよう、ライブラリーを設けています。

(9)「啓発パネル等展示コーナー」の設置(常設)

生活情報センター内に、啓発パネル等を展示するコーナーを設けています。

(10) 公共施設での啓発資料の配架(常設)

市役所本庁、生涯学習センター、各図書館、八幡人権・交流センター、有都交流センター内に消費生活に関する資料を配架しています。

(11) 啓発展示 第52回市民文化祭 10月26日(土)

文化センター前広場で啓発活動とともに、啓発パネル展示と啓発グッズの配布を行いました。



Ⅲ 啓発広報記事等

【広報やわた掲載：生活情報センターだより】

生活情報センターだより

引っ越し直後を狙った 訪問販売に注意



令和6年4月号

【事例】引っ越し当日、事業者が換気扇フィルターの勧誘に訪れた。管理会社と関連があるような口ぶりだったので説明を聞いた。

「居住者はみんな契約している」などと説明された。それなら仕方ないと思い、約3万円を現金で支払い、2年分のフィルターを受け取った。その後、管理会社に確認したところ、訪問してきた事業者は管理会社とは無関係であることが分かった。フィルターは不要なのでクーリング・オフしたい。(20歳代・男性)

【アドバイス】新居に引っ越した直後は荷解きや手続きなどで忙しく、また、新しい生活に慣れない時期でもあるため、いつもより冷静な判断ができなくなりがちです。突然、事業者の訪問を受け、

「管理会社から紹介された」周りはみんな契約している」などと勧誘されても、事業者の話だけを信じてすぐに契約しないようにしましょう。少しでも疑問に感じたら、管理会社などに確認しましょう。

事業者から訪問を受けて契約した場合、特定商取引法で定められた書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、クーリング・オフをすることができます。クーリング・オフ期間内に何らかの工事が行われたようなケースでクーリング・オフをした場合は、無償で元どおりに戻すよう、事業者に求めることができます。困ったときは生活情報センターにご相談ください。

●生活情報センター（☎983-8400、FAX983-8401）

令和6年5月号

生活情報センターだより

給湯器の点検を持ち掛け、 交換させる手口に注意



【事例】「ガス器具の点検のため敷地内に入るの、家に居てください」と電話があった。契約しているガス会社だと思い承諾した。後日、業者が点検に来て、「年数が経っていて危ない」と言われ、交換費用30万円の契約をした。あとで契約書を見返したら、契約しているガス会社ではなく、知らない業者だった。契約しているガス会社に問い合わせると、「関係のない業者だ」と言われ、改めて点検してもらおうと、「交換の時期ではなく、費用も高額だ」と言われた。解約したい。(80歳代・男性)

【アドバイス】業者は、電話や訪問で給湯器の点検を持ち掛けてきます。契約中のガス会社を装った

り、「市から委託された」とうその説明をしたりする場合もあります。点検後は、不安をあおられたり、契約を急かされたり、業者のセールストークに乗せられてしまいます。契約してしまっても、クーリング・オフできる場合があります。契約について気になるときは、すぐに生活情報センターにご相談ください。給湯器の点検は、契約先のガス事業者やメーカー、販売会社に自分で連絡しましょう。交換が必要な場合は、複数の機種を比較検討し、納得した上で契約しましょう。

＊

●生活情報センター（☎983-8400、FAX983-8401）

生活情報センターだより

解約料が1万円？！ ウォーターサーバーに注意！



令和6年6月号

【事例】スマホの機種変更のため、家電量販店内の携帯ショップに出向いた。スマホの話が終わると担当者が代わり、ウォーターサーバーの無料レンタルとミネラルウォーター（月額約3千円）の契約を勧められ、了承してしまった。担当者が私のスマホから申し込み手続きをし、契約書は渡されていない。2カ月間利用したがやはり必要ないので解約したいと思い、事業者に連絡すると、解約料が1万円を超えると知って驚いた。解約料の話はなかった。（70歳代）

【アドバイス】ショッピングモールや家電量販店などで突然勧誘されウォーターサーバーのレンタル契約をしたが、解約すると予想せぬ高額な解約料が発生したという

相談が寄せられています。ウォーターサーバーのレンタル契約は、サーバーのレンタル料は無料でも、実際は水を定期購入する契約です。あらかじめ決められた期間は、水の購入を継続しないと解約料がかかることがあるので注意が必要です。家庭内の設置場所や一人で水を交換できるか、また、本当に必要か、よく考えましょう。契約金額の詳細も含め、契約内容や解約条件等もよく確認し、契約書は書面でもらうようにしましょう。場合によってはクーリング・オフができる可能性があります。困ったときは生活情報センターにご相談ください。

生活情報センター（☎983-8400、FAX983-8401）

令和6年7月号

生活情報センターだより

ドローンを使った 屋根点検業者にご注意！



【事例】自宅に突然業者が来訪し、「近所にドローンを飛ばし点検したところ、屋根にひびが見つかった」と言われた。撮影した写真を見せられ、屋根工事を契約した。「契約したらキャンセルできません」と言われ了承したが、よく考えると本当に契約して良かったかどうか迷いが出てきた。解約したい。（70歳代）

【アドバイス】長年住んでいる家の場合、業者が見せる写真や動画を見て、「そうかもしれない」と思ってしまうかもしれません。しかし、これらの画像は、あらかじ

め業者が用意していた場合もあります。また、屋根の上は確認しづらいため、業者の言葉を信じてしまいがちです。特にドローンを住宅密集地で飛ばす場合、事前の飛行許可が必要となり、また操縦者は、技能証明書の携帯が義務付けられています。このような業者が来訪した場合は、これらの許可証も確認してから、判断しましょう。契約してしまっても、クーリング・オフや契約を取消しできる場合がありますので、困ったときは生活情報センターにご相談ください。



生活情報センター

受付：平日午前9時～正午、午後1時～4時30分

☎：983-8400 FAX：983-8401

生活情報センターだより

そのスタートボタン、 別サイトの広告かも!? サブスク誘導に注意!

【事例】映画館で使う会員カードを更新しようと、サイトに入った。「スタート」ボタンを押して移動した画面にクレジットカード情報などを入力したら、「5日間の無料期間後、月額約7,500円かかる」と表示された。別のサイトに登録してしまったようだ。登録を取り消したいが方法がわからない。(40歳代・女性)

【アドバイス】目的のサイトに入ったつもりが、実はサブスク広告



だったというトラブルです。「スタート」「ダウンロード」などのボタンの枠に「×」印等があれば広告です。気付かずに登録してしまったら、すぐ取り消しましょう。困ったときは生活情報センターにご相談ください。



生活情報センター

受付：平日午前9時～正午、午後1時～4時30分

☎：983-8400 F A X：983-8401

多重債務法律相談【無料】

京都弁護士会より派遣された弁護士が相談に応じます。1人30分。

日 時 9月4日(水) 午後2時～3時30分、生活情報センター

定 員 3人※先着順。

期・回 8月1日(木)～9月3日(火)に要予約。詳しくは電話で生活情報センター(☎983-8400、F A X 983-8401)へ

令和6年8月号

生活情報センターだより

スマホの料金が いつもより高額! 不正利用されたかも!?

【事例】スマホの1カ月の料金は、いつも4000円前後なのに、突然8万円以上になった。私は通信会社のキャリア決済でスマホ料金を支払っており、携帯番号とパスワードで通販も利用できる。何者かが私の情報を入手して利用したようだ。不正利用分はあとで戻ってくることになったが、気づかなかったら不正利用が続くところだった。(60歳代・男性)

【アドバイス】不正利用される原因の多くは、偽のSMS(ショートメッセージサービス)・メールに誘導され、キャリア決済のパス



ワードなどを入力してしまうことにあります。SMS・メールでパスワード等を問われても無視しましょう。もしそれらを入力してしまったら、通信会社に連絡しましょう。キャリア決済されると、通信会社から決済内容のメールが届きます=上図=。身に覚えのないものはすぐに連絡しましょう。困ったときは生活情報センターへご相談ください。



生活情報センター

受付：平日午前9時～正午、午後1時～4時30分

☎：983-8400 F A X：983-8401

令和6年9月号

生活情報センターだより

「動画の スクリーンショットを 送れば儲かる」に注意！

【事例】「スマホで簡単に稼げる」という広告を見てLINEの友だち登録をした。動画のスクリーンショットを撮って指示どおり送るだけでスマホ決済で150円もらえた。次に、3,000円で暗号資産を買おうと利益が出ると誘われ、指定の個人名義の口座に振り込むと実際に数百円増えたので続けた。ある日、操作ミスをしたと指摘され、お金を引き出すには5倍の金額を振り込めと指示され、振り込んでもまたお金を要求され、合計約200万円失った。(20歳代・男性)

【アドバイス】不正に売買された



見せかけの利益に
だまされないで！

とみられる個人口座に振り込ませる詐欺です。振り込んでしまったお金は、すぐに振込先の金融機関に連絡すれば、「振り込み詐欺救済法」に基づき口座が凍結され、残高に応じて被害額の全部または一部を取り戻せる可能性があります。SNSの相手は身元不明と心得て、お金を振り込まないようにしましょう。



生活情報センター

受付：平日午前9時～正午、午後1時～4時30分
☎：983-8400 F A X：983-8401

令和6年10月号

生活情報センターだより

洗濯機の修理を頼んだら 分電盤も 交換させられた

【事例】洗濯機が動かなくなり、スマホで「メーカー名〇〇 洗濯機」で検索し、出てきた電話番号に電話した。メーカーに電話したつもりだったが、違う名前の業者が電話に出た。作業員が来て洗濯機を直し、次に「分電盤が古い。交換しないとだめだ」と言い、70万円請求された。払えないと言ったら、「22万円にする。コンビニで現金を下ろしてきて」と言われ、夜9時まで居座られ、仕方なく支払った。(80歳代・女性)

【アドバイス】インターネットで



メーカー名を検索しても、そのメーカーが上位に出るとは限りません。業者名と料金をよく確かめましょう。また、新たな工事を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。不安をおおるような業者は特に要注意です。契約してしまっても、請求額に納得できない場合は料金を支払わず、生活情報センターにご相談ください。



生活情報センター

受付：平日午前9時～正午、午後1時～4時30分
☎：983-8400 F A X：983-8401

令和6年11月号

生活情報センターだより

自動音声の電話に注意 言われた番号を 押さないで！



【事例1】NTT系列を名乗る自動音声の電話があり、「2時間後に電話が使えなくなる。電話の1番を押して」と言われて押した。すると人が出て、「利用料金が未納のため裁判にかけられている。30万円払えば裁判を止められる」と言われた。コンビニで電子マネーを買って番号を伝えてしまった。(50歳代・女性)

【事例2】関西電力を名乗る自動音声の電話があり、「2時間後に電気が止まる。電話の1番を押して」と言われて押した。人が出て

私の住所・氏名を聞かれて、本当の会社かと疑いを向けると電話が切れた。(70歳代・女性)

【アドバイス】上記のほかに、総務省や厚生労働省を名乗る電話も多発しています。電子マネーを買うよう指示し、番号を聞く手口はすべて詐欺です。すぐに電話を切りましょう。警察では、防犯機能を備えた通話録音装置を無償貸し出ししています（原則高齢者向け）。不審な電話で困ったときは生活情報センターにご相談ください。



生活情報センター

受付：平日午前9時～正午、午後1時～4時30分
☎：983-8400 F A X：983-8401

令和6年12月号

生活情報センターだより

「屋根瓦がずれている」 という 点検商法に注意！



【事例1】隣の家で工事をしているという業者が来て、「お宅の屋根瓦がずれている。無料で点検しますよ」と言われ、後日来てもらうことにした。隣の家業者の確かめたら、無関係だと言われた。嘘を言って営業する業者が来ると思うと怖い。(80歳代・女性)

【事例2】近所で工事をしているという業者が来て、「お宅の屋根瓦がずれている。1,000円で修理してあげる」と言われて頼んだ。すると瓦の破片などを見せられ、「このままでは危ない。50万円かかる」と言われ、工事の契約をした。考え直して翌日断ると、「材

料を手配したから解約できない」と言われた。(80歳代・女性)

【アドバイス】近所の人が頼んでいる業者なら」と安心させて営業する手口です。点検の後、工事を勧められると断りにくなります。無料と言われても安易に点検を頼まないようにしましょう。また、個人情報を伝えないようにしましょう。事例のような訪問販売で契約した場合は、「材料を手配した」と言われてもクーリング・オフできます。困ったときは生活情報センターにご相談ください。



生活情報センター

受付：平日午前9時～正午、午後1時～4時30分
☎：983-8400 F A X：983-8401

令和7年1月号

生活情報センターだより

今から考えておきたい デジタル終活

デジタル終活の第一歩

- ・スマホのパスワードFOOOO
- ・パソコンのパスワードFOOOO
- ・ネット金融機関OOO
- ・スマホ内の「OO」データは
OOに渡してください

スマホやパソコンの中には、持ち主しか見ることができない情報が記録されています。キャッシュレス決済、有料アプリ、自動引き落としになっている契約、ネット上に保管した資料や写真……それらは、持ち主が亡くなるとデジタル遺品となり、遺族が解約をしたくても、ID、パスワードが分からず困るケースが見られます。

【対策1】万が一の際に遺族がパスワードなどを見つけられるようにしておきましょう。紙にパスワードなどを記入して修正テープを重ね貼りし、年金手帳や金融機関の通帳に挟んでおく。または、家

族だけにわかるパスワードのヒント（「OOの誕生日」など）を書いておく。

【対策2】ネット上の資産や契約は、契約先・ID・パスワードを整理しておきましょう。契約先だけでもわかれば、遺族からの連絡で解約などに応じてもらえるケースが多く見られます。

【対策3】エンディングノートを活用しましょう。法務省のサイトからもダウンロードできます。

【対策4】Apple、Googleでは、持ち主が亡くなった場合に、アクセスできる人を設定するサービスを提供しています。

生活情報センター

受付：平日午前9時～正午、午後1時～4時30分
☎：983-8400 F A X：983-8401



令和7年2月号

生活情報センターだより

20歳代以下の 相談が多い 電気・ガスの契約



【事例1】アパートに引っ越したところ、電気の小売業者が来て「管理会社から委託された」と言われ、電気の切替契約をした。料金プランがわからないので管理会社に問い合わせると、「委託していない」と言われた。クーリング・オフしたい。(20歳代・男性)

【事例2】ガスの小売業者が来て「ガス料金が安くなる」と言われ、切替契約をしたが、あとで計算したらごくわずかな差だった。電話でキャンセルできたが、検針票にあるお客様番号を伝えてしまったので勝手に契約されないか心配だ。(20歳代・女性)

【アドバイス】勧誘を受けたら、すぐ契約しないで、話の真偽を確認してから検討しましょう。家まで勧誘に来るのは、多くの場合、小売業者の代理店です。小売業者の社名や連絡先、契約条件を確認しましょう。業者は、検針票の記載情報（氏名、住所、お客様番号、供給地点特定番号等）により契約を行っています。検針票は慎重に扱いましょう。業者から訪問や電話で勧誘されて契約した場合は、原則としてクーリング・オフができます。困ったときは生活情報センターにご相談ください。

生活情報センター

受付：平日午前9時～正午、午後1時～4時30分
☎：983-8400 F A X：983-8401



令和7年3月号

八幡市生活情報センターだより

令和6年5・6月

第64号



マスコットキャラクター クーリン君



インターネットで依頼した
ロードサービスのトラブル急増
— 20歳代や学生は特に注意を！ —

<トラブルの特徴>

- ▲ サイトや広告とは異なる費用や事前説明のない費用を請求される場合がある
- ▲ ロードサービス業者から「損害保険会社に請求できる」と説明されたが、保険金が出ない場合がある
- ▲ ロードサービス業者の説明や作業内容、金額について、消費者自身で判断することが難しい



<ここに注意！>

- (1) 自動車の故障等が生じた場合は、まずは契約している損害保険会社や保険代理店に問い合わせましょう
- (2) サイト等の表示や電話で説明された料金を鵜呑みにしないようにしましょう
- (3) 請求された金額や作業内容に納得できない場合は、きちんとした説明を求めましょう
- (4) トラブルになったときには、生活情報センターにご相談ください

困ったときはすぐ相談！
消費者ホットライン（周知なし）

い や や
1 8 8

土日祝日も相談できます
（10時～16時）

八幡市生活情報センター
☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00
13:00～16:30
月～金曜日（年末年始・祝日除く）
〒614-8373 八幡市男山八里3-1 B51棟

SNS上の投資グループで勧誘される、 詐欺的なFX取引トラブルにご注意！



- ✓ **SNS上の投資グループにご注意！**
→ 確実にもうかる話はありません。
- ✓ **振込先が個人名義の口座であれば絶対に振り込まない**
→ 通常のFX取引で、個人名義の口座に入金させることはありません。
- ✓ **無登録業者との取引は行わないでください**
→ 必ず金融商品取引業の登録の有無を確認してください。

八幡市生活情報センター

令和6年7・8月号

八幡市生活情報センターだより

令和6年7・8月

第65号



マスコットキャラクター クーリン君



子どものゲーム課金に注意！ 家族でルール作りを

- 事例1 小学生の孫にスマホを貸したら、勝手にパスワードを変えて課金していた
- 事例2 小学生の子どもが自分の指紋で認証できるようにして課金していた
- 事例3 子ども用のスマホにはクレジットカードを登録していないのに、課金になっていた



▶未成年者が課金した場合、Apple や Google に返金申請しましょう。返金が認められる場合があります。困ったときは生活情報センターにご相談ください。



ゲームの使い方について家族で話し合しましょう

- 「親が知らない間に子どもがオンラインゲームに課金してしまった」という相談が寄せられています。子どもと一緒に対策を考えましょう。
- 課金のしくみを子どもと一緒に確認し、無料で遊べる範囲を確認する
- お金の価値や使い方について話し合い、ルールを決める

- ・子どもが使うスマホやタブレット端末にはクレジットカード情報を残さないようにしましょう。
- ・子ども専用のスマホやタブレット端末で遊ばせる場合は、アプリのダウンロードや課金を保護者が管理できるように子ども専用のアカウントを作成しましょう。
- ・さらに、ペアレンタルコントロール（Apple：ファミリー共有、Google：ファミリーリンク）を利用しましょう。この機能でアプリのダウンロードや課金を承認制にすることができます。

困ったときはすぐ相談！
消費者ホットライン（周知なし）

い や や
1 8 8

土日祝日も相談できます
（10時～16時）

八幡市生活情報センター
☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00
13:00～16:30
月～金曜日（年末年始・祝日除く）
〒614-8373 八幡市男山八里3-1 B51棟

子ども・若者サポート情報 第198号

ライブ配信サービスで投げ銭！ 高額課金に気を付けて



- **ひとことアドバイス**
ライブ配信サービスの配信者になるため、オンライン上で課金するいわゆる「投げ銭」で、子どもが保護者に無断で課金したという相談が寄せられています。スマートフォンやタブレット端末などのクレジットカードの登録状況やキャリア決済の設定状況を確認し、暗証番号の管理を徹底しましょう。
- 保護者のアカウントを子どもに利用させないようにしたり、ペアレンタルコントロール
- ロールを利用し、子どもの利用を制限したりすることが有効です。
- 子どもが保護者の許可なく課金しないように、子どもが利用しているサービスやその決済の仕組みを把握し、使い方やルールについて、日頃から家族で話し合いましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



発行：株式会社人生活情報センター 本サイト：加藤 京
八幡市生活情報センター ☎075-983-8400
月～金 9:00～12:00、13:00～16:30（年末年始・祝日除く）

八幡市生活情報センターだより

令和6年9・10月

第66号



初回特別価格にご注意！ 規約をよく読んでから注文を

事例

初回特別価格の化粧品やサプリメントをお試しで1つだけ購入するつもりで申し込んだら、定期購入コースの申込みになっていて、間もなく2回目が高額な請求された。

申し込んだじゃあ！

定期購入になってる！しかも高額な請求が来た！



2週間後



> 広告がわかりにくかった場合、運金・運品・キャンセルが認められる場合があります。困ったときは生活情報センターにご相談ください。

初回1本345円
ポッキリ！

2回目3本
12,345円！

注文する前に、一度身近な人に相談しましょう

- ・パソコンやスマートフォンを使い慣れていない方は、広告を見て安易に注文しないようにしましょう。
※操作に慣れていないと、キャンセルなどをする場合の手順が複雑で、難しい場合があります。
- ・注文する場合は、必ず「規約・約款」に目を通して、キャンセルするときの条件を確認しましょう。



困ったときはすぐ相談！
消費者ホットライン(周知なし)

1 8 8

土日祝日も相談できます
(10時～16時)

八幡市生活情報センター
☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00
13:00～16:30
月～金曜日(年末年始・祝日除く)
〒614-8373 八幡市勇山八幡3-1 B51棟

※地図は裏面をご参照ください

令和6年度消費者啓発事業 生活情報センター寄席

予告

落語家 桂南光さん 来る！

だまされたらアカン！

楽しく学ぼう、撃退！悪質商法

日時：12月7日(土) 午後1時30分～
場所：八幡市文化センター 小ホール
桂南光さん、桂米二さんほかによる落語会と、桂南光さん、二之宮義人弁護士ほかによるトークショーをお楽しみください。
定員・応募方法など詳細は、
広報やわた10月号でお知らせします
【制作協力】株式会社米朝事務所

◆初回
無料！

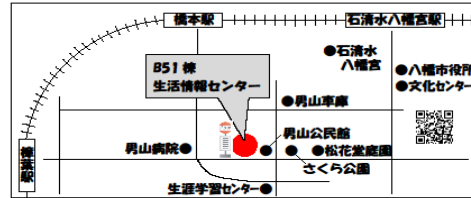


桂南光(かつらなんこう)さん
令和4年3月 芸術選奨 文部
省芸術部門 文部科学大臣賞受賞

出典調査
要付付中！

消費者トラブルの最新事例と防止策を、イラストや図を使ってわかりやすくお話しします。詐欺電話、迷惑メール、ネット通販、住宅リフォーム、投資、副業、各種解約など、内容はご希望に応じます。自治会などの団体・グループでお申し込みください。講師料や資料代はかかりません。詳しくは生活情報センターへお問い合わせください。

新たな手口の悪質商法に注意！



京阪電車「榊原駅」または「石清水八幡宮駅」からバスで「中央センター前」下車徒歩1分
〒614-8373 八幡市勇山八幡3-1 B51棟 TEL (075) 983-8400
相談受付時間 9:00～12:00、13:00～16:30 (月～金曜日) (年末年始・祝日除く)

八幡市生活情報センターだより

令和6年11・12月

第67号



固定電話で防犯対策！ 特殊詐欺に引っかからないために

対策1

防犯機能付き電話機にする

警告機能…「この電話は迷惑電話防止のため、録音されます」
録音機能…通話内容を録音する

犯人は声を録音されることを嫌いますので、防犯効果あり！



※1) 府内全警察署で防犯機能を備えた通話録音装置を無償で貸し出しています

対策2

留守番電話機能を常にON

在宅時も常時留守番電話機能をONし、電話の音や内容で相手を確認してからかか直すようにする

対策3

番号表示サービスの活用

各電話通信事業者が提供する番号表示サービスを利用して、「非通知」「表示圏外」、身に覚えのない電話番号からの電話には出ないようにする



※2) 70歳以上の家族が1人、無料でこのサービスが利用できます(NTT西日本、東日本)

困ったときはすぐ相談！
消費者ホットライン(周知なし)

1 8 8

土日祝日も相談できます
(10時～16時)

八幡市生活情報センター
☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00
13:00～16:30
月～金曜日(年末年始・祝日除く)
〒614-8373 八幡市勇山八幡3-1 B51棟

令和6年4月1日から

土地・建物の相続登記申請が義務化されました！



※不動産の所有者が亡くなった場合に、相続した人が所有者の書き換えをすること

・令和6年4月1日以前に相続した未登録の不動産については、令和9年3月31日までに相続登記を！

・相続登記は、不動産所在地の法務局に申請して行います。手続きの詳細は、法務局のホームページをご覧ください。→



・相続登記は自分ですることも可能ですが、書類に不備があると受付してもらえず、手間がかかります。専門機関への相談も検討ください。

※専門機関：日本司法書士会連合会

日本弁護士連合会



法定相続割合なら…



遺産分割でもめている場合、相続登記の期限延期を申請できます！

戸籍簿本などを持参し、

・登録名義人が亡くなったこと
・自分がどの相続人であること

この2つを3年以内に登記官に対して申し出れば、相続登記の期限延期ができます。相続人が複数いる場合でも、各相続人は単独で申し出ができます。



八幡市生活情報センターだより

令和7年1・2月

第68号



点検を装う電話や訪問にご注意！ 大手会社名を名乗る場合も確認を

事例1

大手会社名を名乗る者が電話で「**ガスの点検に行く**」と言って、普段着で来た。名札もなく家に上がり、全ての部屋をくまなく見た後、「問題ないです」と言って、報告書もなく帰った。

事例2

インターネット通信業者を名乗る者が住宅を訪問し「**回線の異常を確認した。中に入ってください**」と言った。近隣の他の家でも、「電柱の工事をする」「いつ留守にするのか」等と言う不審な男が相次いで目撃された。

こんなときは・・・

強盗や泥棒が家族構成、財産有無、侵入経路、金庫のあきか等を下見している可能性が！

対策1

以下の名を名乗る場合は、要注意です。

- ・〇〇ガス(他事業者名)会社
 - ・ガス〇〇センター・ガス自由化事務局
 - ・ガス料金見直し係・〇〇ガス設備など
- 制服でない、社員証や名札がない業者はインターネット越しに断りましょう。不審な点があれば、ガス会社に問い合わせましょう。

対策2

- ・身分証などをチェックし、相手が名乗った事業所に確認しましょう。
- ・安易に他人に個人情報等を教えないようにしましょう。
- ・身に危険を感じたらすぐに110番通報しましょう。

110番

困ったときはすぐ相談！
消費者ホットライン(局番なし)

1 8 8

土日祝日も相談できます
(10時～16時)

八幡市生活情報センター
☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00
13:00～16:30
月～金曜日(年末年始・祝日除く)
〒614-8373 八幡市青山八幡3-1 B51棟

令和4年4月1日の成年年齢引き下げから2年経過しました 18歳・19歳の消費生活相談の状況*

*出典：国民生活センターによる



・2023年度の相談件数は全国で**9,675件**あり、「美(脱毛エステ、医療サービス等)」:**1,248件**に関する相談が最も多く寄せられています。

相談事例)

10万円全身脱毛のSNS広告を見て、クリニックに出向いたところ、「別のコースの方が効果が高い」と70万円の医療脱毛を勧められ、その場で契約した。高額なので、クーリング・オフしたい。



一攫千金を狙って勧誘する

トラブルに遭わないためのポイント

- ・その場で**契約・施術**をしない
- ・「お金がない」なら「**契約しない**」
- ・施術前に**リスクや副作用の確認**をする

借金してでも

脱毛エステなど特定継続的役務提供取引の場合

・契約期間が**一か月を超えるエステティックサービス**、美容医療で、**5万円を超える契約の場合は、契約後8日間以内**であれば、クーリング・オフ制度が使え、**解約**できます。また、8日間を過ぎた場合でも、**中途解約**が可能です。

・解約時に支払う費用の上限額は、特定継続的役務提供の対象職種毎に定められています！

美容医療サービスの負担上限額は、

サービス提供前:**2万円**

サービス提供後:**すでに提供されたサービスに係る料金+5万円**
又は**未提供のサービスに係る料金の20%**に相当する額のいずれか低い方

何か困ったことがあれば、生活情報センターにご相談ください！

八幡市生活情報センターだより

令和7年3・4月

第69号



詐欺サイトに引っかからないように！ 必ずサイトの会社情報確認を！

事例1

ゲーム機をネット検索、最初に出てきたサイトで購入。指示通り電子マネーで支払うと、「在庫がないので、お金を返金する」と言われた。連絡機能を使って返金操作を指示通りに行ったところ、返金されるはずが**逆に送金**して相手がお金を受け取っていた。

事例2

人気ブランド名のサイトで商品注文。代引き決済しかできず、届いた商品は偽物であった。よく見ると、連絡先の電話番号などの記載がなく、連絡できない。

こんなときは・・・

電子マネー決済を指定してくる、代引き決済しかできない、「コード決済アプリで返金する」と言われた場合は、詐欺を疑って！

詐欺、偽サイトの特徴

- ・公式価格より**非常に安く販売**。
- ・サイト内の表記や返信メールの**日本語表現が不自然**。
- ・連絡先のメールアドレスが無料で利用可能なフリーメール、又は記載がない。
- ・振り込み先が、**個人名義**である など

Price Down!

詐欺にあってしまったら・・・

- ・詐欺だと思ったら、**警察**に相談し、**被害届**を出しましょう。
- ・電子マネー発行会社、決済カード会社等に**返金**交渉してみよう。
- ・困ったときは、**生活情報センター**に相談しましょう。

困ったときはすぐ相談！
消費者ホットライン(局番なし)

1 8 8

土日祝日も相談できます
(10時～16時)

八幡市生活情報センター
☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00
13:00～16:30
月～金曜日(年末年始・祝日除く)
〒614-8373 八幡市青山八幡3-1 B51棟

ネット検索で見つけた 安価のロードサービスを安易に頼まないように！



外出先で車のバッテリーがあがってしまった。ネットで検索して**基本料金1980円～**の安い業者に頼もう！

ロードサービス 検索

作業後・・・



緊急対応費、出張費、修理代、合わせて**50,000円**です。

そんなに高いん？！



超っ！ だま

・自動車の故障等が生じたときは、まず契約している**損害保険会社**や**保険代理店**に問い合わせましょう。契約している範囲内であれば、**無料**でロードサービスが受けられます。



契約書を確認！



・サイト等の表示や電話で説明された**料金を鵜呑みにしてはいけません**。どのような作業になるのか、状況によってどの程度料金がかかるのかなど、**契約内容や料金について事前に必ず確認**しましょう。

・現場に来てもらう時は、**キャンセル時キャンセル料が発生するか等についても事前に確認**しましょう。

何か困ったことがあれば、生活情報センターにご相談ください！

【 消費者教育小冊子 】

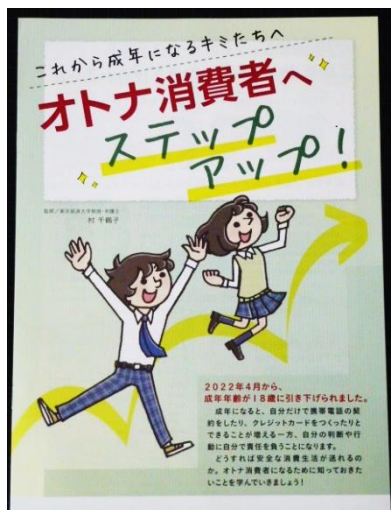
くらしの豆知識 【 300 部 】



我が家の悪質商法撃退マニュアル 【 3,500 部 】



新成人啓発事業 リーフレット 【 650 部 】



二十歳のつどい 啓発リーフレット 【 650 部 】



【 啓発グッズ 】

ロール付箋 【 650 個 】



うちわ 【 2,000 枚 】



IV 消費者保護の取組

1. 家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

一般消費者が家庭用品の購入に際し、品質を識別することが困難であり、識別することが特に必要であると認めるものについて、表示すべき事項の適正化を図るため用品ごとに表示の基準が定められています。

市内に店舗がある販売業者に対し、家庭用品品質表示法の趣旨及び内容、当該事業者の取扱い品目に関する品質表示内容の周知徹底を図るとともに、その陳列及び販売にあたっては、消費者に見えやすい表示を行い、かつその内容をわかりやすく説明できる体制を整えるよう立入検査を通じて指導しています。

家庭用品品質表示法対象品目

繊維製品…………… シャツ、ズボン、スカート、布団、カーテンなど。

合成樹脂加工品… ごみ容器、皿、コップ、バケツ、浴室用器具など。

電気機械器具 …… 電子レンジ、電気冷蔵庫、ジャー炊飯器など。

雑貨工業品…………… なべ、ティッシュペーパー、机など。

2. 消費生活用製品安全法

消費生活用製品安全法は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の発生の防止を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

消費者の生命または身体に対して特に危害を及ぼすおそれが高い製品について、危害の発生を防止するための基準に適合していることや事故防止のための点検期間等の表示、当該表示内容を消費者に説明することなどが定められています。

また、消費者に対しては、その定められた点検期間内に点検を行うことなどが定められています。

市内に店舗がある販売事業者に対し、消費生活用製品安全法の趣旨及び内容、当該事業者の取扱い品目に関する表示内容の周知徹底を図るとともに、その陳列及び販売にあたっては、消費者に見えやすい表示を行い、かつその内容をわかりやすく説明できる体制を整えるよう立入検査を通じて指導しています。

消費生活用製品安全法対象品目

特別特定製品…………… 乳幼児用ベッド、ライターなど。

特定製品…………… 石油ストーブ、乗車用ヘルメットなど。

3. 家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施状況

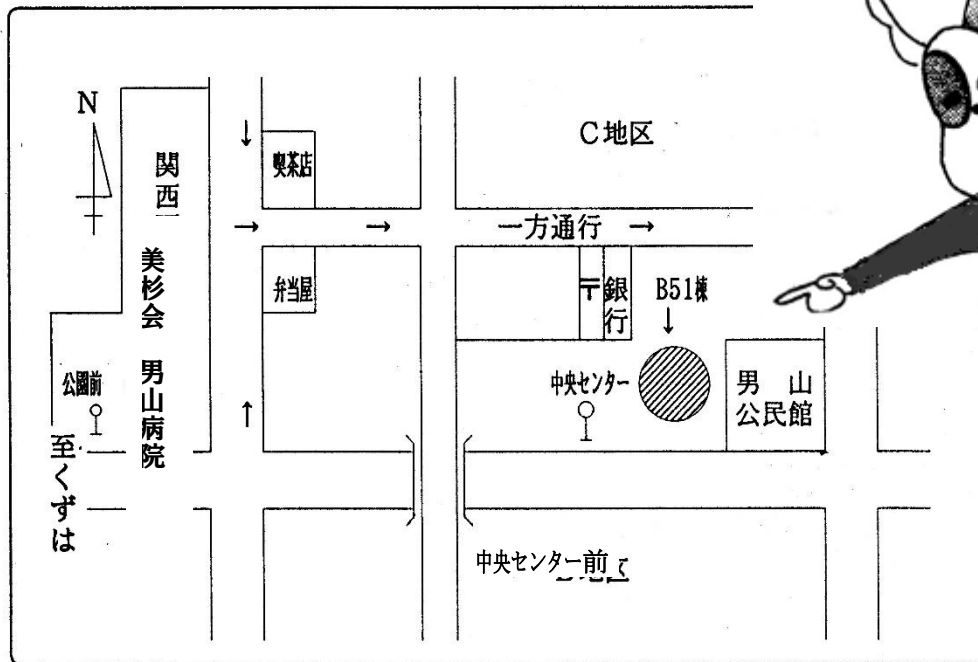
八幡市では、京都府からの権限移譲に伴い、平成 24 年度から市内事業所への立入検査を実施しています。検査店舗は年度ごとに市内事業所から選定しています。

立入検査実施状況

区分 年度	家 庭 用 品		消費生活用製品	
	検査店舗数	検査品目数	検査店舗数	検査製品数
令和 6 年度	4	7	—	—
令和 5 年度	—	—	4	2
令和 4 年度	4	6	—	—
令和 3 年度	3	5	3	2
令和 2 年度	—	—	—	—
令和元年度	—	—	4	2

※令和 2 年度は、家庭用品の実施を予定していましたが、コロナ禍の状況で不実施としました。

マスコットキャラクター
クーリン君



消費生活トラブル相談窓口

八幡市生活情報センター

〒614-8373

京都府八幡市男山八望3-1 B51棟 1階

TEL 075-983-8400

FAX 075-983-8401

交 通

京阪電車 「石清水八幡宮」「樟葉」駅からバス乗車
「中央センター前」下車徒歩約1～3分

◎この印刷物は環境に配慮した古紙を配合した印刷用紙を使用しています。